

栃木県警察旗等の取扱いに関する規程（概要）

昭和54年12月26日
栃木県警察本部訓令15号

本訓令は、栃木県警察旗及び所属旗並びに略旗の取扱いに関し必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 警察旗等の種別、制式、保管責任者等
- 県警察旗の使用
- 所属旗の使用
- 略旗の使用

等である。